

令和4年度 第4期末更津市地域福祉計画 進行管理表

【自己評価】A(達成)B(7割程度)C(5割程度)D(3割程度)E(未実施)

事業名	所管課	内容	今年度活動内容	今年度活動による成果	自己評価	評価理由	今後の課題	今後の取り組み方針
基本目標1 住みよいまちづくりの土壌を創ろう								
(1)対象者横断のワンストップ一括相談・支援体制の構築 (地域福祉計画50～52ページ)								
1 重層的支援体制整備事業の実施	高齢者福祉課	制度ごと・分野ごとの縦割りや、支える側、支えられる側という従来の関係性を超えた地域一人ひとりの多様性を前提として、第6章に掲げる「重層的支援体制整備事業実施計画」を実施する。	多様な課題を抱える対象者に対し、関係機関と連携し重層的な支援を行った。(高齢者福祉課)	適宜、会議に参加した。(高齢者福祉課)	B	関係機関と連携を図り、ケース対応を行うことができたため。(高齢者福祉課)	地域や対象者の課題整理、課題へのアプローチ方法について検討すること。(高齢者福祉課)	相談・支援体制の強化を図ることに努める。(高齢者福祉課)
	障がい福祉課		民間事業者の機能やノウハウを活用し、相談支援事業においては、障がい者やその家族等からの相談に応じ、情報の提供やアドバイス等による支援を行った。 また、地域活動支援センター機能強化事業においては、相談支援に加え、地域社会との交流や日中の居場所づくりにより、障がい者理解を促進する啓発活動を行った。(障がい福祉課)	相談支援、居場所づくり及び啓発活動の実施により、障がい者の地域社会への参加、自立及び権利擁護の促進に努めた。(障がい福祉課)	B	相談支援事業所は、関係機関と連携を図りながら、相談支援を通じ権利擁護の促進に努めるとともに、縦割りではない「つながり続ける」関係性づくりに取り組んだ。 また、障がい者の創作的活動や生産活動の機会や場を提供することによる日中の居場所づくり、障がい者の社会参加への意欲向上に資することができた。(障がい福祉課)	相談支援は、障がい者支援の入り口となる重要なものであるが、深刻かつ難解な案件が増加する中、十分な体制が整備されているとは言えない状況にある。(障がい福祉課)	相談支援体制を充実させ、適時適切な支援を行うことにより、障がい者の地域社会への参加、自立及び権利擁護の促進に努める。(障がい福祉課)
	子育て支援課		切れ目ない支援を実施するため、妊娠から出産、子育て期の相談を受けると共に、各ケースの状況に応じて関係各部署、関係機関と連携をとって支援の対応を行った。(子育て支援課)	妊娠については、全数面接の中、要支援ケースを取りこぼすことなく支援に結びつけている。(子育て支援課)	A	要支援ケース毎に、アセスメントし、他関係各機関、部署と共に熟考した上で支援を実施している。(子育て支援課)	多様な困難さを重複して抱えたケースが増えていることから、関係機関、部署との連携がより必要になってくると、職員のスキルの向上が求められる。(子育て支援課)	引き続き連携して支援を実施していくと共に、困難ケースについては職員間で共有していく。(子育て支援課)
	自立支援課		既存の福祉制度の狭間にいる生活困窮者や地域で孤立しがちな者に対して、アウトリーチにより見守りや地域に繋げる支援を行った。(自立支援課)	アウトリーチによる見守り支援を行うにあたり、関係機関のほか、地域住民との繋がりを維持できるよう努め、対象者の孤立化を防いだ。(自立支援課)	B	社会や人との関わりが困難な者が、孤立することのないよう、関係機関と連携して地域住民との関係性を構築した。(自立支援課)	周囲と上手に関わるできない者への支援を行うには、関係機関のほか、より多くの地域関係者との繋がりを構築していく必要がある。(自立支援課)	引き続き、見守り支援を実施するとともに、対象者の状況に合わせて、地域と繋がるよう努めていく。(自立支援課)
	子ども保育課		・地域子育て支援拠点事業 家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を実施し、必要に応じ、関係各部署、関係機関と連携をとって支援の対応を行った。 ・利用者支援事業 子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、当事者目線の寄り添い型の支援を行い、必要に応じ、関係各部署、関係機関と連携をとって支援の対応を行った。(子ども保育課)	新型コロナウイルス感染症拡大前と比較すると利用者の減少があったものの、各施設新型コロナウイルス感染症拡大の中、感染症対策の徹底を図りながら事業を実施することができ、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちに貢献している。 また、今年度10月から直営の地域子育て支援拠点事業及び利用者支援事業を開始し、子育て家庭等の支援を行っている。 (12月末時点利用者数) 請西子育て支援センター 延べ利用数 4,641人(保護者+子ども) わかば支援センター 延べ利用数 687人(保護者+子ども) ゆりかもめ寺町分館 延べ利用数 3,277人(保護者+子ども) ゆりかもめ東清分館 延べ利用数 3,551人(保護者+子ども) ふくた保育園 延べ利用数 464人(保護者+子ども) さとの保育園 延べ利用数 788人(保護者+子ども) うみまち保育園 延べ利用数 1,422人(保護者+子ども) わかば支援センター(利用者支援事業) 相談件数 169件 (子ども保育課)	B	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、人との交流が難しい中、感染症対策した上で事業実施することができている。 直営の地域子育て支援拠点事業については市内の施設で唯一、日曜開所しており、乳幼児及びその保護者のニーズに応え、地域の子育て支援機能の充実に貢献しているため。 しかし、当初令和4年4月から事業実施を見込んでいたものの、調整が遅れ10月からの事業実施となった。(子ども保育課)	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、1日の利用者数を制限しながらの事業実施となっているため、感染症対策を取りつつ、感染症蔓延前のような希望する利用者全員が利用できる環境づくりが求められる。(子ども保育課)	引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、感染症対策を実施した上で、地域子育て支援拠点事業については家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を実施し、必要に応じ関係各部署、関係機関と連携をとって支援の対応を行う。利用者支援事業については子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、当事者目線の寄り添い型の支援を実施し、必要に応じ関係各部署、関係機関と連携をとって支援の対応を行う。(子ども保育課)
	社会福祉課		重層的支援会議の設置、包括的相談窓口体制の構築、事業の周知、重層的支援会議要綱の制定、包括的相談事業者連絡会の開催、支援会議2回開催。(社会福祉課)	社協に寄せられる全ての相談を管理する体制を整備したことで地域課題を適切に把握できるようになった。 事業の専門性に応じて法律・福祉・医療等の専門職からスキルを調達できるようになった。(社会福祉課)	C	事業の周知が不十分。(社会福祉課)	事業者だけでなく地域の団体等への事業周知を行い理解を深める。(社会福祉課)	地区社協、民児協議において重層事業の説明、協力をお願いする。(社会福祉課)
2 対象者横断の相談・支援窓口の設置と住民への周知	自立支援課	自立支援課の相談支援体制の強化を図ることで、コミュニティソーシャルワーカーとともに多様な主体が連携した包括的な相談支援体制を推進する。	自立支援課の相談体制を人員増により強化し、関係団体等と協力して取り組む包括的な相談支援体制を推進した。	関係団体や関係部署等との連携を速やかに行うことができた。	A	様々な制度の活用が見込まれる相談に対し、自立支援課が中心となって、関係課と連携・調整を図ることで、包括的な相談支援体制をとることができた。	既に支援を行っているケースを含め、複合的な課題を抱え、利用する制度の検討が必要な者について、関係する支援機関全体で課題を共有する体制を整える必要がある。	重層的支援体制整備事業の中で、検討・改善していく。

	事業名	所管課	内容	今年度活動内容	今年度活動による成果	自己評価	評価理由	今後の課題	今後の取り組み方針
3	社会福祉協議会への地区担当コミュニティソーシャルワーカーの配置	社会福祉課	木更津市社会福祉協議会内にコミュニティソーシャルワーカーを配置し地域における要援護者等又はその家族・親族等の支援を通じて、地域の要援護者等の福祉の向上と自立生活の支援のための基盤づくりを行う。	市内地域包括支援センター単位(5地区)に15名のコミュニティソーシャルワーカー(社協専門職)を配置し対象者の相談・支援体制の整備を行う。	各地区関係者とコミュニティソーシャルワーカーとの顔の見える関係は、地域における円滑な支援活動を支える基盤となった。	B	担当地域の民生委員・児童委員会議に積極的に参加し、困りごとの相談に対応できた。地域の担い手を確保しきれていない。	地域でのコミュニティソーシャルワーカーの育成を行う。	地区社協、民児協、地域住民等を対象に研修会等を開催し地域のコミュニティソーシャルワーカー(担い手)の育成を行う。
4	民生委員・児童委員活動への支援	社会福祉課	民生委員協力員の嘱託を行い、地域住民への訪問や相談活動などを実施し民生委員・児童委員の活動負担の軽減を図る。	民生委員協力員の委嘱に努めた。(R5.1.1時点 委嘱者数 10名)	民生委員・児童委員の欠員区に対応することができた。	B	地区民児協会長と積極的な情報交換を通じて、制度の積極的な利用をすることができた。	引き続き制度利用の促進に努める。	令和5年度当初予算において、民生委員協力員委嘱者数を10名として要求している。
5	民生委員・児童委員、主任児童委員及び家庭相談員の活動の周知	社会福祉課	ホームページや民生委員・児童委員、主任児童委員の活動の中で活動や役割の周知を行う。(社会福祉課)	訪問用(民生委員周知)のチラシを民生委員に配布した。こどもまつりに参加し、オレンジリボンと主任児童委員の周知用チラシの配布を行った。社協広報紙「福祉きさらづ」12月号に民生委員児童委員の記事を掲載し周知を行った。福祉体験学習に主任児童委員が積極的に参加協力を行った。(社会福祉課)	制度の周知を推進することで、民生委員・児童委員及び主任児童委員制度の利用促進を進めることができた。(社会福祉課)	C	コロナウイルス感染の状況が落ち着かないこともあり、思うような活動ができなかった。(社会福祉課)	民生委員・児童委員及び主任児童委員制度の周知は十分ではなく、これにより欠員区も多く存在するため、今後も制度の周知に努める。(社会福祉課)	コロナ感染状況にもよるが、心配なく訪問や活動を行い、顔の見える関係づくりに取り組んでいきたい。ホームページを活用し、民生委員児童員や地域の方に情報等を提供していきたい。主任児童委員がコロナ禍以前に行っていた「赤ちゃん訪問」のお手伝いや学校行事の参加を感染状況により再開していきたい。(社会福祉課)
		子育て支援課	子育て世代の地域の身近な相談役であり、行政や地域とのつなぎ役である主任児童委員の活動の周知を図り、子どもの健全な育成を推進する。(子育て支援課)	コロナウイルス感染拡大に伴い主任児童委員による乳児の訪問(こんにちは赤ちゃん事業)を一時中止していたが、再開に向けて主任児童委員に対し説明を行う(令和5年2月)。また、ヤングケアラーマニュアルに基づいて、研修会を実施した。	今後事業再開に伴い、乳児の母子に主任児童委員の活動に周知につながると考える。	B	今後、事業再開に向けて、主任児童委員に対して説明を実施するため。(令和5年2月)	事業再開ができるように、主任児童委員に対して事業内容を認識してもらるよう具体的に説明を実施していく。	主任児童委員に対して説明後、コロナウイルス感染状況を考慮しながら、事業を再開し、主任児童委員の周知をはかっていく。
6	市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会への支援	社会福祉課	木更津市社会福祉協議会へ事業費及び運営費の補助を行う。	市内15地区社協に対し、事業費及び運営費補助金の交付を行った。 ①地区社協助成金 一律130,000円計1,950,000円 ②会費納入還元金 15地区 計1,014,910円 ③地域福祉活動推進支援事業費 計1,080,000円 ④重点事業助成金 5地区に助成 一律60,000円 計300,000円	安定した事業費及び運営費補助金を交付することにより、各地区での継続的な活動が展開されている。また、新規事業や、重点事業の助成金も活用し、地域の実情にあった地域福祉を展開している。(以下のとおり) 岩根東地区:高齢者生活支援 二小地区:異世代交流事業:ポッチャ大会 太田地区:迷惑防止機能付き電話の普及促進事業 三中地区:サロン活動事業 岩根西地区:生活困窮家庭への支援	A	概ね達成できた。	コロナ禍により、3年連続で敬老会の委託がなかったことにより、高齢者の支援について、地区によりばらつきが見られる。今後の敬老会のあり方について、従来の参集型も含め、検討する必要がある。 ※敬老会委託に関わらず、地区社協に対し名簿の貸与ができるよう検討してもらいたい。	引き続き、事業費及び運営費補助金の交付を行い、財政支援を行う。敬老会事業については、地区社協と担当課との話し合いの場を設ける。
7	地域包括支援センターの機能強化及び活動の周知、基幹相談支援センター及び相談支援事業所の活動の周知	障がい福祉課	基幹相談支援センター及び指定特定相談事業所の活動の周知。(障がい福祉課)	基幹相談支援センター及び指定特定相談事業所の活動を周知するため、広報紙及びホームページへの掲載、当課窓口において「障がい福祉のしおり」の配布を行った。(障がい福祉課)	基幹相談支援センター及び指定特定相談事業所の活動について、広報紙等の媒体を通じ、広く周知を図ることができた。(障がい福祉課)	B	基幹相談支援センター及び指定特定相談事業所の活動を周知することにより、適時適切な相談支援を実施し、早期に関係機関に繋げている。(障がい福祉課)	相談支援は、障がい者支援の入り口となる重要なものであるが、処遇困難ケースが増加しており、継続して基幹相談支援センター及び指定特定相談事業所周知に取り組む必要がある。(障がい福祉課)	引き続き、基幹相談支援センター及び指定特定相談事業所の周知を図り、相談支援の充実に取り組む。(障がい福祉課)
		高齢者福祉課	地域包括支援センターの機能強化及び活動の周知(高齢者福祉課)	市ホームページを始め、認知症ガイドブックや「在宅医療と介護マップ」など関係パンフレットに掲載し、継続して地域包括支援センターの周知を図った。(高齢者福祉課)	地域包括支援センターの認知度向上に努めることができた。(高齢者福祉課)	B	市ホームページや関係パンフレットに掲載することで、概ね目標を達成することができたため。(高齢者福祉課)	地域包括支援センターの機能強化として、基幹となるセンター機能を高齢者福祉課内に持たせること。(高齢者福祉課)	三職種(保健師・主任ケアマネジャー・社会福祉士)を高齢者福祉課に配置し、地域包括支援センター間の総合調整や後方支援を担う体制づくりを構築する。(高齢者福祉課)
8	「広報きさらづ」やホームページ、コミュニティ放送を活用した情報提供の一層の充実	福祉部内各課	市広報紙やホームページを活用して福祉サービス等の情報提供を行う。	広報紙やホームページ等で、障害福祉サービスにかかる情報提供を行った。(障がい福祉課)	障害福祉サービスの利用を促進するため、情報提供を行った。(障がい福祉課)	B	障害福祉サービスに係る情報提供を、適宜実施することができている。(障がい福祉課)	情報を得ることが難しい障がい者が存在し、適時適切な情報提供ができていないケースがある。(障がい福祉課)	引き続き、広報紙やホームページを活用し、適時適切な情報提供に努める。(障がい福祉課)
			ホームページ掲載内容の見直しを行った。また、必要な情報は広報等で情報提供を行った。(介護保険課)	ホームページ掲載内容およびレイアウトを見直し、分かりやすい構成に更新した。(介護保険課)	ホームページ掲載内容およびレイアウトを見直し、分かりやすい構成に更新した。(介護保険課)	A	ホームページの全体を見直し、更新することができた。(介護保険課)	制度改正の場合には都度見直しが必要である。(介護保険課)	引き続き掲載内容を精査し、分かりやすい情報提供に努める。(介護保険課)
			自殺対策や住宅確保給付金等の事業について、市広報紙やホームページ、必要に応じて民間発行の情報誌に掲載する等、周知に努めた。(自立支援課)	随時、ホームページを更新するとともに、市広報紙等を活用して周知を行い、講演会等を開催することができた。(自立支援課)	随時、ホームページを更新するとともに、市広報紙等を活用して周知を行い、講演会等を開催することができた。(自立支援課)	A	市広報紙等による情報提供を行うことで、給付金等の手続きの案内、講演会の参加者を集めるなど、滞りなく事業を進めることができた。(自立支援課)	より多くの方に情報が行き渡るよう、努めていく必要がある。(自立支援課)	引き続き、内容によって、適切な情報提供に努める。(自立支援課)
9	住宅確保に対する支援	自立支援課	住宅確保要配慮者に対する住宅確保に係る支援を行う。	生活困窮者に対し賃貸住宅への入居に関する情報提供、相談、入居後の見守りなどの生活支援を実施している。	住宅確保支援により、相談者の生活拠点を築くことが出来た。	A	相談者の悩みを的確にとらえ、生活環境において特に配慮が必要な相談者に対し、安定した住環境を確保できるよう、支援ができた。	高齢者や障がい者等、生活環境において特に配慮が必要な相談者に対し、安定した住環境を確保できるよう、支援を継続していく必要がある。	多種多様な相談内容に応じ、適切な住環境を整える事ができるよう関係機関と連携し支援していく。
10	自殺予防の推進	自立支援課	木更津市自殺対策計画に定める取り組みの推進を図る。	中学生や一般の方に向けた心の健康のための講演会やゲートキーパー研修会を開催するほか、周知活動等により自殺対策を推進した。	中学校6校において講演会を開催するほか、一般の方向けの講演会やゲートキーパー研修会をそれぞれ1回づつ開催した。	A	自殺対策計画に沿って、講演会や研修会を開催することができた。	自殺対策を進める上で、ゲートキーパーの役割は大きいですが、今後、より多くの方にゲートキーパーを知ってもらう必要がある。	引き続き、講演会や研修会の実施のほか、啓発活動を通じて自殺対策を推進する。

	事業名	所管課	内容	今年度活動内容	今年度活動による成果	自己評価	評価理由	今後の課題	今後の取り組み方針
11	虐待防止及び再犯防止対策の推進	福祉部健康子ども部	子ども、高齢者、障がいのある人等に対する虐待の防止とともに、犯罪をした者が再び罪を犯すことなく、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進める。	児童虐待防止の観点から、支援の必要な家庭の早期発見早期対応に努めた。また、11月の児童虐待防止月間に合わせ児童虐待防止に対する周知を行った。	児童虐待防止月間に、広報きさらづ、市のデジタルサイネージ利用による周知、学校等に対するポスター及びリーフレット配布、新規採用職員に対するオレンジリボン配布着用の呼びかけを行った。	A	啓発により、DVや児童虐待の早期発見、早期対応が出来たことから重篤状況に陥る前に対応することが出来た。	増加、複雑化する児童虐待に対し、一つの機関では対応が難しい。今後は関係機関と連携し、協働での対応が求められる。	DVや児童虐待防止の啓発とともに要保護児童対策地域協議会の関係機関の連携協働のための啓発を行い、増加する児童虐待に対し、関係機関と緊密に連携し早期発見するとともに協働での早期対応に努める。
				虐待案件において、双方の話をよく聞いて、寄り添うことで再発の防止に努め、また、過去に犯罪をした者に対して、再び地域に戻れるよう、家族を含めて支援を行った。(自立支援課)	対象者の悩みを聞き、寄り添うことで、対象者の心の安定に努め、虐待等の再発防止に繋がった。(自立支援課)	B	対象者との支援機関との関係がこじれた案件に対しても、間に入って関係改善を行った。(自立支援課)	解決には、地域全体で支援する体制が必要なものも多く、他の協力が不可欠であるが、足並みがそろわないことも多い。(自立支援課)	解決に向け、関係者のほか、様々な機関に協力を求め、包括的な支援に努めていく。(自立支援課)
				児童虐待防止の観点から、支援の必要な家庭の早期発見早期対応に努めた。また、11月の児童虐待防止月間に合わせ児童虐待防止に対する周知を行った。(子育て支援課)	児童虐待防止月間に、広報きさらづ、市のデジタルサイネージ利用による周知、学校等に対するポスター及びリーフレット配布、新規採用職員に対するオレンジリボン配布着用の呼びかけを行った。(子育て支援課)	A	啓発により、DVや児童虐待の早期発見、早期対応が出来たことから重篤状況に陥る前に対応することが出来た。(子育て支援課)	増加、複雑化する児童虐待に対し、一つの機関では対応が難しい。今後は関係機関と連携し、協働での対応が求められる。(子育て支援課)	DVや児童虐待防止の啓発とともに要保護児童対策地域協議会の関係機関の連携協働のための啓発を行い、増加する児童虐待に対し、関係機関と緊密に連携し早期発見するとともに協働での早期対応に努める。(子育て支援課)
				全国で保育所等における虐待等の不適切な保育の事実があり、保育現場において安心して保育に臨むことができるよう、早急な対策が必要であると考え特別研修会を企画した。(こども保育課)	保育施設から88名の参加希望者があり、特別研修会の開催への理解と意識の向上へとつながった。(こども保育課)	A	当初予定としていなかった事業であるが、社会情勢に応じた対応ができた。(こども保育課)	継続して実施していく必要がある。(こども保育課)	研修会の事業計画へ入れ、次年度以降も実施する。(こども保育課)
12	庁内各課・関係団体との連携強化	自立支援課	庁内各課や社会福祉協議会等の関係団体との連携を一層強化し、対象者横断の相談・支援体制の構築に取り組む。	相談者が抱える複合的な課題に対して、関係する庁内各課や福祉協議会等と積極的に巻き込み、連携して解決にあたることで、相談・支援体制を整えた。	今年度の延べ相談数は12月末時点で2,845件であり、関係団体等と協力し、継続して課題解決に取り組んでいる。	A	取組む課題ごとに、連携する関係団体等が異なり、相互に協力して課題に取り組む中で、体制の構築と連携の強化が進んだ。	今後も相談数の増加が見込まれることから、福祉の総合窓口としての自立支援課の相談体制の強化が必要。	様々な課題に取り組む中で、関係団体等との連携・支援体制を強化していく。
(2)生活困窮者自立支援の方策 (地域福祉計画53～54ページ)									
1	対象者横断の相談・支援窓口と連携した支援	福祉部内各課	福祉部内の相談・窓口で連携し、包括的な支援を継続的に行う。	基幹相談支援センターを中心に、福祉部内の関係各課と連携し、包括的な支援を行った。(障がい福祉課)	福祉部内の関係各課と連携し、適切な支援を速やかに提供することができた。(障がい福祉課)	B	適切な連携が図られている。(障がい福祉課)	処遇困難ケースが増加していることから、福祉部内の関係各課との連携強化が必要である。(障がい福祉課)	増加する処遇困難ケースに適時適切に対応するため、引き続き、福祉部の関係各課において、緊密な連携を図るとともに、必要に応じ重層的支援会議を活用し対応していく。(障がい福祉課)
				福祉部内の窓口で受ける相談に対し、それぞれの課が個別に対応することなく、関連する課の者が同席して対応し、包括的な支援を行った。(自立支援課)	課題解決に向けて、関係する課が合同で取り組むことにより、より効果的な対応に繋がった。(自立支援課)	A	一担当者が課題を抱え込むことなく、関連する課と取り組むことで、相談者の利便性に繋がるとともにより効果的な対応となった。(自立支援課)	今後は、相談内容も複雑に、件数も増加することが見込まれることから、より一層の連携が必要とされる。(自立支援課)	様々な課題に対して、部全体で協力して取り組む中で、連携・支援体制を強化していく。(自立支援課)
2	社会福祉協議会への地区担当コミュニティソーシャルワーカーと連携した地域づくり	社会福祉課	木更津市社会福祉協議会に委託しコミュニティソーシャルワーカーを地域に配置することにより、地域福祉の向上を図る。	市内地域包括支援センター単位にコミュニティソーシャルワーカーを配置し対象者の相談・支援体制の整備を行う。	全5地区15名のコミュニティソーシャルワーカー(社協専門職)を配置し、相談・支援を行った。	B	担当地域の会議に積極的に参加し、困りごとの相談に対応できた。地域の担い手を確保しきれていない。	地域でのコミュニティソーシャルワーカーの育成を行う。	地区社協、民児協、地域住民等を対象に研修会等を開催し地域のコミュニティソーシャルワーカー(担い手)の育成を行う。
3	生活困窮世帯の子どもの学習支援	自立支援課	社会的・経済的困難を抱える世帯等の子どもたちが将来に夢や希望を持って成長していけるよう、安心できる居場所を設置し、生活習慣や基礎学力、学習習慣を身につけ、高等教育への進学等を目指す。	市内4カ所の公民館等で学習支援教室を開催した。 ①西清川教室 38回 ②岩根教室 44回 ③中央教室 42回 ④富来田教室 42回 4地区合同行事 3回 なお、地域の小中学校へ訪問し学習支援教室の周知活動を行ったり、体験教室も開催した。学生ボランティアを募るために、県内の大学や高校などにも訪問した。	学校訪問や体験教室の開催等周知活動の効果で利用が増え(体験教室後15名の登録有)低年齢からの学び直の機会が出来、更なる多世代交流の場として機能している。また、関係機関と連携を取ることで、困難を抱える子ども達の居場所を地域や関係者と一緒に作ることが出来ている。	B	コロナ禍ということもあり、大学生ボランティアを募ることが非常に難しく、大きな成果が得られなかったが、今後も継続的に募集活動を行う必要があると考える。子ども一人一人が抱えるものや、学習支援教室に求めているものに違いがあるため、関係者が寄り添い、それぞれにあった居場所作りを目指し、活動できた。	大学生ボランティアの確保を行う。関係各所(ケースワーカー、学校、児相等)との更なる連携を図る。	継続的な周知活動を行う。大学生ボランティア不足解消のためR8年度まで、継続的に協力してくれるボランティアを5名増加させる。
4	ハローワーク・地域若者サポートステーションと連携した支援	自立支援課	働くことについての悩みを抱えている人が就労に向かうことができるように、ハローワークや地域若者サポートステーションと連携し、継続的な支援を行う。	就労にかかる悩みを抱える者に対して、ハローワークやサポステへの同行するなど、それぞれの機関と連携して、継続して支援を行った。	長期間ひきこもり状態にあった者に対し、サポステと連携してB型作業所に通えるようにするなど、社会参加に繋げることができた。	B	就労環境に適応できていないだけではなく、能力的にそれ以前の段階の者に対しても、継続支援を行うことで、社会参加に繋げることができた。	就労経験があっても、能力的に準備段階の者もいることから、継続した支援が必要となる。	ハローワークやサポステとの連携のほかに、対象者の他の支援機関とも連携して取り組む。
5	商工会議所等と連携した職場体験などの協力事業者の開拓	自立支援課	様々な事情から一般就労で働くことが難しい方に対して働く場を提供し、その中で一般就労に向けた訓練を行う。	社会福祉協議会に委託した就労支援事業により、12月末時点で22名の対象者の就労に向けた課題を解消していく過程で、企業等の協力により、就労訓練等を行った。	対象者に対して、1年の支援期間を設けて取り組み、低下している対象者の意欲の向上等に努めた。12月末時点で就労した方は8名。	B	取り組みにより意欲が向上し、就労には繋がってはいるが、必ずしも継続した就労に結び付いてはいない。	対象者の就労への意欲低下に注意する必要がある。	協力していただける企業・事業所の範囲を広げるとともに、対象者の意欲低下の要因を排除していく。

	事業名	所管課	内容	今年度活動内容	今年度活動による成果	自己評価	評価理由	今後の課題	今後の取り組み方針
6	市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会の生活福祉資金貸し付けとの連携	社会福祉課	木更津市社会福祉協議会において福祉資金貸付制度として生活福祉資金の貸付を行う。	①生活福祉資金貸付事業(千葉県社協委託) ・緊急小口資金56件(本則11件・コロナ特例45件) ・総合支援資金8件(コロナ特例8件) ・福祉資金7件 ・教育支援資金3件 ②善意銀行貸付事業(市社協自主事業) ・貸付18件 ・給付1件 ※令和4年12月末現在(社会福祉課)	令和2年3月より実施されたコロナ特例貸付が9月末にて終了した、市内での貸付件数を2,300件を超過した。一時的ではあるが生活困窮世帯への経済的支援を行った。(社会福祉課)	A	コロナ禍、対面での対応がほとんどできなかったが、電話対応での相談援助が十分にでき、貸付の必要な世帯への支援ができたと思われる。(社会福祉課)	コロナ特例貸付事業が終了したが、今後始まる償還や未だ困窮世帯している世帯への支援の検討が必要と思われる。また、事業に携わる人員不足も大きな課題である。(社会福祉課)	関係機関と連携を行い今後も実施したい。(社会福祉課)
		自立支援課		手持金がない困窮者に対して、社会福祉協議会の貸付金を案内し、当面の需要に対応した。(自立支援課)	相談のあった困窮者の状況により、生活福祉資金を案内することで、他の福祉サービス受給までの対応を取ることができた。(自立支援課)	A	必要と判断した者に対して、円滑に借りられるよう、社会福祉協議会と連携して取り組んだ。(自立支援課)	対象者を把握した時点で、速やかに案内する必要がある。(自立支援課)	対象者の状況をよく把握し、必要な貸付手続等の支援を行う。(自立支援課)
7	特定地方公共団体による無料職業紹介事業	自立支援課	地方公共団体による無料職業紹介事業を実施することで公共職業安定所等と連携した包括的で多様な社会参加・就労支援体制を推進する。	離職等による相談に対し、求人情報の提供を行った。	相談者の性格や、過去の職務経験を考慮しながら求人情報の提供を行った。	A	就労しやすい職種分野へ安易に紹介するのではなく、相談者の気持ちに寄り添い、適切な職業に就労できるよう支援を行った。	多種多様な相談者の状況を把握し、相談者に寄り添って、相談者と適切な業種を考えていく必要がある。	相談者の状況を把握し、適切な業種への就労を支援していく。
(3)必要なサービスを提供するための仕組みづくり (地域福祉計画55～56ページ)									
1	地区懇談会の開催	社会福祉課	地域課題の把握を目的とした地区懇談会を開催する。	地域包括支援センター主催の地域ケア会議及び地区社協に積極的に参加し、地域の課題解決に向けて共に検討した。なお、社会福祉協議会主催の懇談会については、各事業の中で、関係者等で個別のケース会議を実施している。地域ケア会議:10回程 地区民協議:15地区が毎月1回実施	課題解決に向けての関係機関(者)の連携が強化された。	B	相談窓口機能を持つ地域包括支援センターや民生委員と共に考える機会を設けることが出来た。	懇談会の参加者が限定的である。	引き続き様々な声を吸い上げられるような懇談会を実施する。
2	サロンの開催場所の増設	社会福祉課	社会福祉協議会主導での住民交流の拠点としてのサロン活動の増設をする。	コロナウイルス感染症拡大防止に留意してサロンの運営に努めた。	コロナ禍ではあったが、サロンの新設が3件あった。子ども食堂は3件新設、現在は11件設置されており、スタッフとして高齢者が生きがいをもち参加している。こうした活動を通じて住民同士の交流が図れた。	B	高齢者サロンとしては市内全体での増加には至らなかったが、子ども食堂の増加によりスタッフとして高齢者が生きがいをもち参加しており、住民同士の交流も図れている。	サロンが市内にくまなく設置されていない。	必要に応じてサロンの立ち上げ支援等を行う。
3	認知症等高齢者見守り事業などの実施により、支援を必要とする世帯を把握するとともにそのニーズを把握	高齢者福祉課	地域での見守り活動を支援するとともに、登録を希望する高齢者の住所、氏名、緊急連絡先、かかりつけ医等の情報を市や地域包括支援センターに登録することで、緊急時の対応や早期に必要な支援を行う。	地域包括支援センターで、登録を希望する高齢者の住所、氏名、緊急連絡先、かかりつけ医等の情報の申請を受付し、毎年、誕生日に更新をする地域高齢者把握事業の実施。	登録者の緊急時に、救急隊員へ迅速に情報を提供できた。	B	従来通りの運用を維持できた。	登録者数は順調に伸びているが、それに伴い、登録の更新作業等の事務負担が懸念される。	事業の周知に加えて、事務作業の効率化を検討する。
4	支援を必要としている人とサービスを提供する人との調整を図る人材の育成	社会福祉課	木更津市社会福祉協議会にてコミュニティソーシャルワーカー養成研修会を行い、人材の育成を行う。	コミュニティソーシャルワーカー養成講座年1回開催。	民生委員や地区社協を中心に研修会を行った。	B	参加者が民生委員や地区社協関係者であった。	民生委員や地区社協だけでなく地域住民や福祉関係者などにも研修会の参加を促したい。	地区社協、民児協、地域住民等を対象に研修会等を開催し地域のコミュニティソーシャルワーカー(担い手)の育成を行う。
(4)福祉サービスを支える仕組みの充実 (地域福祉計画57～58ページ)									
1	市の相談窓口でのサービス利用の苦情の受付	福祉部内各課	福祉サービスの利用に関する苦情に対し、窓口で対応し、解決に努める。(介護保険課)	電話や窓口において対応している。(介護保険課)	電話や窓口に加え、メールでの苦情に対応した。(介護保険課)	A	苦情があった際には、様々な方法で対応し解決に向かうように努めた。(介護保険課)	長時間または頻回の対応をしなければならぬ苦情が増加している傾向にある。(介護保険課)	引き続き電話や窓口において寄せられた苦情に耳を傾け、解決に努める。(介護保険課)
		市民活動支援課	市政要望については、窓口・電話・手紙・FAX・メール・HPからの問い合わせフォーム・らぶナビの投稿レポートなど、多様なチャネルでの受け付けを継続する。(市民活動支援課)	手紙21件、HPからの問い合わせフォーム276件、らぶナビ132件受け付けた。(11月末時点)(市民活動支援課)	手紙7件増、HPからの問い合わせフォーム7件減、らぶナビ3件減。(前年度同月比)(市民活動支援課)	A	市政への要望については、手紙・FAX・HPからの問い合わせフォーム・らぶナビの投稿レポートなど、多様なチャネルから受け付けし、担当課へ要望等意見を伝えることができた。(市民活動支援課)	市政要望を把握し取り組むことが、地域福祉の向上につながるから、新たな要望の手段等を検討していくことも必要である。(市民活動支援課)	新たな要望の手段等の情報を収集し、導入に向け検討していく。(市民活動支援課)
2	福祉サービス利用者サポートセンター(千葉県運営適正化委員会)の活用	福祉部内各課	福祉サービス利用者からの苦情等を解決するために福祉サービス利用者サポートセンターへ相談等を行う。	利用者からの苦情に対して、福祉サービス利用者サポートセンターを案内した。(障がい福祉課)	福祉サービス利用者サポートセンターを案内することにより、迅速な対応が図られた。(障がい福祉課)	A	福祉サービス利用者サポートセンターを案内することにより、苦情等に対し適切に対応することができた。(障がい福祉課)	特になし。(障がい福祉課)	引き続き、苦情等の内容を正確に把握し、適宜、福祉サービス利用者サポートセンターを案内する。(障がい福祉課)
3	福祉サービス事業者の第三者評価受審の促進	福祉部内各課 健康こども部	福祉サービスを提供する福祉施設・事業所のサービスの質について、公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行い、福祉サービスの質の向上を図る。	今年度該当なし。(社会福祉課) 下記市内の保育施設について第三者評価受審中。 木更津市立西保育園 ふくた保育園 認定こども園木更津みらい(こども保育課)	今年度該当なし。(社会福祉課) 3園とも第三者評価期間終了後に評価及び公表を行うこととなっている。 また、3園に対して第三者評価受審加算の給付を令和5年3月に予定している。(こども保育課)	C	今年度該当なし。(社会福祉課) 保育施設の第三者評価受審については5年に一度を想定し、今年度3園が実施しているものの、現状市内の保育施設で実施している園が少ない状況のため。(こども保育課)	評価を受け福祉サービスの質の向上を図る。(社会福祉課) 第三者評価受審について、利用者のサービスの質の向上のため必要としているが、努力義務となっているため、市内の保育施設で実施している園が少ない状況である。(こども保育課)	市民総合福祉会館は指定管理者(社会福祉協議会)に評価を依頼している。次回令和6年度実施予定。(社会福祉課) 引き続き、定期監査等を通じ、市内の保育施設に対し、保育の質の向上のため、第三者評価受審の必要性について案内をしていく。(こども保育課)

	事業名	所管課	内容	今年度活動内容	今年度活動による成果	自己評価	評価理由	今後の課題	今後の取り組み方針
4	市社会福祉協議会の成年後見支援センター事業の推進	自立支援課	市民からの権利擁護に関する相談にあたって、市及び木更津市社会福祉協議会が連携して成年後見制度や日常生活自立支援事業、その他のサービスの案内等について総合的に対応する。	権利擁護の相談に対して、社会福祉協議会が毎月開催する、権利擁護支援定例会議において、専門職と支援の方向性等を協議し、対応している。	権利擁護支援定例会議において、医師、弁護士や司法書士、福祉専門職等と成年後見制度の活用を含めた対応を協議し、実施した。	A	様々な専門職の意見も取り入れることで、より効果的な支援を実施できた。	様々な相談がある中で、継続して取り組む必要がある。	継続して取り組む。
5	成年後見の市長申し立て	自立支援課	成年後見制度利用の申し立てができる4親等以内の親族がいないなどの人に対し、市長申し立てを行っている。	成年後見制度に該当するものについて、市長申し立てを行う。	申請のあったものについて市長申し立てを実施した。	A	戸籍調査等により成年後見制度利用の申し立てをスムーズに実施することができた。	様々なケースに対し、最適な解決策を提案し、成年後見制度の利用を実施していく。	継続して取り組む。
6	市民後見人育成	自立支援課	地域における身近な存在として、被成年後見人等の意思を丁寧にくみ取って後見等事務を進めていくことができる市民後見人を養成する。	養成講座受講後も、専門職による相談支援や年一回のフォローアップ研修等によってサポートし、市民後見人の資質向上に努め、養成している。	これまでに64名の方が養成講座を受講し、令和4年末時点で16名が、市民後見人として活躍している。	A	養成講座受講後も、様々なサポート体制を取ることで、安心して成年後見人として活躍できる体制が取れている。	市民後見人の育成、選任の期待が高まる中、候補者を募っていく必要がある。	市民後見人の活動等について広く周知し、成り手を確保していく。
7	日常生活自立支援事業や成年後見制度の啓発	自立支援課	幅広く市民全体に成年後見制度を普及啓発し、成年後見制度への関心を高める。	自立支援課及び社会福祉協議会窓口においてパンフレットを配付するとともに、ホームページを活用して周知に努めた。	他の部局や事業所等の案内による相談があった。	B	誰もが必要な情報ではないため、周知の効果が表れにくい。他の部局や事業所等には認知されている。	今後は、個人に対しても認知されるよう、周知に努める必要がある。	継続して取り組むとともに、更なる周知方法も検討する。
(5)高齢者や障害のある人など当事者組織への支援（地域福祉計画59～60ページ）									
1	当事者組織についての情報を提供	高齢者福祉課	多くの高齢者が参加できるように団体の情報を提供する。(高齢者福祉課)	従来の周知方法に加えて、新たな方法で周知できないか検討を行った(高齢者福祉課)	シニアクラブの活動を周知し、参加者を募る為、シニアクラブの活動内容などをまとめ、会報誌として発刊を開始した。(高齢者福祉課)	B	会報誌の作成ができた。(高齢者福祉課)	クラブ数が減少している。(高齢者福祉課)	クラブ数の増加、シニアクラブの周知に努める。(高齢者福祉課)
		障がい福祉課	障がい特性に応じた相談ができるように、各障がい者団体の情報を提供する。(障がい福祉課)	ホームページや「障がい福祉のしおり」に各当事者組織の情報を掲載している。(障がい福祉課)	各当事者組織の情報を掲載することにより、障がい特性に応じた相談等ができる環境整備に寄与した。(障がい福祉課)	B	障がい特性に応じた相談等ができる環境整備に寄与した。(障がい福祉課)	特になし。(障がい福祉課)	引き続き、当事者組織の情報提供を行う。(障がい福祉課)
2	当事者組織の運営や活動を支援	高齢者福祉課	高齢者が健康でいきがいのある活動的な生活が送れるようにシニアクラブへ支援を行う。(高齢者福祉課)	シニアクラブの各種事業に対し補助を実施。(高齢者福祉課)	シニアクラブの各種事業に補助するとともに会員募集など広報活動の支援のため、高齢者福祉課の窓口に会報誌を設置した。(高齢者福祉課)	B	会報誌を窓口に設置するなど、周知を支援した。(高齢者福祉課)	クラブ数が減少している。(高齢者福祉課)	クラブ数の増加、シニアクラブの周知に努める。(高齢者福祉課)
		障がい福祉課	市内に在住する障がい児者の自主及び社会参加を図ることを目的として、継続的に活動を行う団体に対し、補助金を交付する。(障がい福祉課)	市内の当事者組織に対し、補助金を交付した。(障がい福祉課))当事者組織に補助金を交付することにより、活動の支援を行った。(障がい福祉課)	B	当事者組織の活動状況に応じ、適切に補助金を交付することにより、継続的な活動を支援した。(障がい福祉課)	当事者組織の構成員の高齢化が進み、年々、活動が困難になっている。(障がい福祉課)	引き続き、当事者組織の活動状況を注視しながら、適切な補助金の交付を行う。(障がい福祉課)
3	当事者組織との定期的意見交換の実施	高齢者福祉課	シニアクラブ連合会との意見交換を必要に応じて随時行う。(高齢者福祉課)	シニアクラブ連合会との意見交換は必要時随時行うため、定期には実施していない。(高齢者福祉課)	随時当事者組織役員及び事務局と意見交換を行っている。(高齢者福祉課)	B	特に変更はなし。(高齢者福祉課)	なし。(高齢者福祉課)	現状を維持。(高齢者福祉課)
		障がい福祉課	障がい児者が地域で日常生活を営むことができるように当事者組織を地域自立支援協議会の構成員として意見交換を実施する。(障がい福祉課)	当事者組織の方に地域自立支援協議会及び各専門部会の構成員として加入していただき、事業を実施した。(障がい福祉課)	当事者組織の方が、地域自立支援協議会及び各専門部会の構成員として加入していることで、意見交換による情報共有や円滑な連携が図られている。(障がい福祉課)	A	意見交換による情報共有や円滑な連携が図られている。(障がい福祉課)	障がい児者が地域で日常生活を営むことを支援するためには、当事者組織との意見交換を継続して行う必要がある。(障がい福祉課)	引き続き、当事者組織の方に地域自立支援協議会及び各専門部会の構成員として加入していただき、十分な意見交換を行っていく。(障がい福祉課)
4	当事者の各種会議への参加(意見等発言の機会の提供)	高齢者福祉課	当事者の各種会議への参加(高齢者福祉課)	関係課等から、当事者の活動目的にあった内容に合った委員の推薦依頼があり、各種会議に参加している。(高齢者福祉課)	認知症に係る各講座で、当事者から講話をしてもらった。(高齢者福祉課)	B	当事者やその支援者・関係機関と連携を図り、各講座を開催することができた。また、当事者との良好な関係が構築できた。(高齢者福祉課)	本人が自身の状況などを発信できる場を増やしていく。(高齢者福祉課)	引き続き、当事者が積極的に各種会議へ参加し発言の機会が作れるよう、当事者組織の周知を行う。(高齢者福祉課)
		障がい福祉課	地域自立支援協議会のほか、きさらづ障がい者プラン作成等障害福祉施策に関する会議への参加により意見等発言の機会を提供する。(障がい福祉課)	当事者に地域自立支援協議会及び各専門部会の構成員として加入していただき、意見等の発言の機会を提供した。(障がい福祉課)	当事者に地域自立支援協議会及び各専門部会の構成員として加入し、意見等を発言していただくことにより、障がい者に寄り添った施策の検討や緊密な関係性が築けている。(障がい福祉課)	A	当事者に意見等の発言の機会を提供することができた。(障がい福祉課)	当事者について、地域自立支援協議会及び各専門部会の構成員として、引き続き加入していただく必要がある。(障がい福祉課)	引き続き、地域自立支援協議会及び各専門部会の構成員として加入していただき、意見等の発言の機会を積極的に設けていく。また、令和5年度には、「第6次きさらづ障がい者プラン」を策定する予定である。当該計画策定委員会に当事者を委嘱し、十分に意見等を発言いただき、その内容を当該プランに反映する。(障がい福祉課)

	事業名	所管課	内容	今年度活動内容	今年度活動による成果	自己評価	評価理由	今後の課題	今後の取り組み方針
5	ひとり親家庭等に対する支援体制の強化	子育て支援課	民間ボランティア団体の交流の場の情報を提供するとともに、当事者のニーズ把握に努める。	相談者一人一人のニーズに合った、ひとり親支援に特化したNPO法人等の団体の紹介を行った。	相談者が各自のニーズに合った団体等の情報を入手し、必要に応じてその団体のサービス利用につながった。	A	相談者が各自のニーズに合った団体等の情報を入手し、必要に応じてその団体のサービス利用につながり、サービスの利用が出来たため。	情報の更新が早い民間団体の最新の情報を入手し、相談者のニーズに合わせ情報提供をしていく。	最新の情報を入手し、相談者のニーズに合わせ情報提供をしていく。
(6)健康づくり、介護予防、生きがいづくりへの支援（地域福祉計画61～62ページ）									
1	妊婦、乳幼児期から高齢期へと生涯にわたる健康づくりの推進	健康推進課	健康実態と課題を踏まえ、ライフステージごとの健康目標を定め、市民主体の健康づくり推進に向けた保健活動を実施。	妊娠期・乳幼児期においては、マタニティ教室における栄養講座や乳幼児健診、各種教室、生活習慣病予防健診事後指導等において、年齢に応じて、基本的な生活習慣の確立に向けた普及啓発や個別指導を実施している。幼児期から学齢期の歯や口の健康づくり推進のため巡回口腔衛生指導を実施した。また、市内の一部小中学校において、永久歯のむし歯予防を目的にフッ化物洗口事業を実施した。高齢期においては、生活習慣病重症化予防やフレイル予防のため保健事業を実施した。全世代への取り組みとして、らづFitの登録者や歩数を増加させるためのイベントを実施したほか、体組成計を市内施設22ヶ所に設置し、健康を自己管理しやすい環境づくりを行なった。	(R4.12月末現在) ・マタニティ教室における栄養講座(新規)1回実施7人 ・乳幼児健診指導2,106人、乳幼児栄養事後指導延175人 ・7か月児教室152組 ・幼稚園保育園児への健康教育3,191人 ・生活習慣病予防健診事後指導実施校数 小学校2校、中学校2校 ・巡回口腔衛生指導数(保育園・幼稚園・小中学校)4,040人 ・フッ化物洗口事業実施校数 小学校1校、中学校3校 ・高齢者オーラルフレイル予防講座2地区延64人 ・らづFit登録者数5,727人、8000歩達成率48.3%(月平均)	B	ライフステージ別の健康課題を確認し効果的な実施に向け計画的に取り組んでいる。	ライフステージ別健康目標に達していない項目については、取組み状況を見直し、実施体制等を再検討し実施する必要がある。	引き続き、ライフステージにおける目標数値の達成に向け、各事業の評価および実施、また、関係課・機関等と連携体制を構築し総合的・効果的に実施する。高齢者の保健事業については徐々に実施地区を拡大し、令和5年度は3地区に拡大予定。また、体組成計の運用について検討していく。
2	予防可能な生活習慣病の発症予防及び重症化予防のための支援	健康推進課	栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の適切な生活習慣の維持、改善により、予防可能な疾病の発症や重症化を予防する。	各種健(検)診、健康教育、健康相談などの事業を継続実施した。今年度からの取り組みとして、高齢者に対する生活習慣病重症化予防のための保健指導を2地区の対象者に対して実施した。	(R4.12月末現在) ・若年期健康診査事後における結果説明会76人、健康相談187人 ・特定健康診査事後重症化予防健康相談95人 ・高齢者重症化予防保健指導2地区15人	B	対象者における実施状況は、事業計画どおり遂行している。	肥満者が増加しているため、適正体重に近づけるための支援や高血圧や糖尿病等の未治療者への受診勧奨や食生活等生活改善に向けた指導を強化していく必要がある。	引き続き、各種事業の評価を行いながら、事業実施方法の検討、工夫を行う。
3	健康づくりのための情報提供	健康推進課	各種事業、関係団体との連携会議、広報紙、市ホームページ等を通じ健康についての知識の普及・啓発に努める。	肥満者が増加している背景を受け、市制施行80周年記念事業として、肥満予防講演会「知らなきゃ損!肥満は脳が支配していた?」を11月から動画配信した。	動画視聴回数は合計約1200回に及んでいる。(公開継続中)	B	市の健康問題である肥満について、新たな情報を発信できた。また動画配信形式だったため、情報が得やすい環境を提供できたが、長時間の講義となり3つの動画になってしまったため、後半ほど視聴回数が少ないことから視聴者側への負担があったと考えられる。	日頃からタイムリーに健康情報の提供ができるような体制づくりが必要である。	機会を捉えて随時健康情報の発信を行なう。
4	健診受診率の向上に向けた取組みの推進	健康推進課	個別受診勧奨や広報などで受診を促すと共に、複数の検・健診を同時実施するなど受けやすい環境づくりを行う。	妊産婦および2歳児、成人歯科健康診査においては、受診率向上のためSNSでの情報発信を行った。がん検診では子宮がん20歳、乳がん40歳の者に無料クーポンを配布し、20歳～65歳のうち5歳刻みの者(男性は40歳以上)への個別受診勧奨。	(R4.11月末現在) ・がん検診受診率 胃2.0% 肺3.9% 大腸3.8% 乳7.3% 子宮6.1% ・肝炎ウイルス検診受診率1.3% ・若年期健康診査受診率 5.1% ・妊産婦歯科健康診査受診率 妊婦41.7% 産婦17.0% ・2歳児歯科健康診査受診率 50.9% ・成人歯科健康診査受診率 5.7%	C	妊産婦歯科健康診査において受診率の向上が見られるが、他の検・健診受診率は現在までのところ横ばい状態であり、向上には至っていないため。	健診受診率向上に向け、実施体制や勧奨方法等の再検討が必要である。	レディースがん検診実施日数を4日、特定健康診査と肺がん検診の同時開催日を7日と各1日ずつ増やす。また、健診予約方法の変更及び個別受診勧奨対象者を見直す。
5	健康増進センター等による運動の機会の充実	健康推進課	子どもの体づくり、成人の健康づくりや介護予防を目的とした各種教室・レッスンを実施。	子どもの体づくり、成人の健康づくりや介護予防を目的とした各種教室・レッスンを実施。	4月から11月までの、利用者数66,221人(昨年度比17,889人増)、各種教室参加者数847人(昨年度比100人増)、当日申込レッスン参加者数4,404人(昨年度比153人増)。	A	令和3年度にトレーニングマシンを更新したこと等により、昨年度より利用者数が増加しているため。またSNSによる周知等により、各種教室及びレッスン参加者数が増加しているため。	利用者数の増加を図り、利用者の運動継続を支援する。	引き続き、利用者数の増加を図り、利用者の運動継続を支援していく。
6	保健・医療・福祉やNPO、ボランティア団体とのネットワークを形成	社会福祉課	社会福祉協議会において地域の健康課題、生活課題を共有し、課題解決のためのネットワークづくりを進める(コミュニティソーシャルワーク事業)。	地域包括支援センター単体にコミュニティソーシャルワーカー(職員)を配置し、福祉サービスの横断的利用を可能とするため、多職種間での連携を図った。	多職種間で連携を図り情報交換を行ったことにより課題解決に向けた支援を行うことが出来た。	B	各事業において、行政の各課や医療、福祉、司法等機関との連携が図れた。	企業、NPO、ボランティア団体との連携。	企業、NPO、ボランティア団体との連携に向けた取り組みを検討する。
7	市民向け各種講座・講習の開催	社会福祉課	社会福祉協議会において生きがいづくりのための各種講座・出前講座を開催する。	ボランティア傾聴基礎・フォローアップ研修の実施。参加者:基礎3名フォローアップ29名講演会「おたがいさまの地域づくり」参加者83名その他複数の講座を開催	受講生に対して傾聴活動の重要性、意識の向上を図れた。また、受講生の傾聴スキルが向上した。講座を通して多くの市民の参加を得られ、おたがいさま及び地域づくりに対する意識の向上が図れた。	A	両研修会の開催は市民の地域福祉活動参画への意識の向上が図れた。	市民の生きがいづくりのための各種講座の内容や開催回数。	講座の内容を検討し、魅力ある講座を開催し、市民の地域福祉活動への参画意識の向上に努める。

	事業名	所管課	内容	今年度活動内容	今年度活動による成果	自己評価	評価理由	今後の課題	今後の取り組み方針
8	公民館での健康を支援しあえる仲間づくり	中央公民館	健康推進のための学びを通して、地域住民の仲間づくりを図り、地域で健康づくりを支援しあえるしくみづくりを促進する。	各公民館の「健康」をテーマにした主催事業。18事業76回実施	各公民館で「カラダやココロ」の健康をテーマにした主催事業を実施した。参加者数 719名	A	各公民館で、最低1つ以上「健康」をテーマとする主催事業を実施し、それぞれの地域住民の健康増進や学ぶ機会を創出してきたから。	引き続き、各地域のニーズをとらえた事業を実施していく。また、各公民館に体組成計も設置されたので、それを活かした事業実施を考えたい。	地区担当の保健師や関係機関と連携し、地域に合ったテーマを取り上げ、多くの住民の参加を図る。
9	障がい者や高齢者の社会参加促進	高齢者福祉課	高齢者が長年培ってきた知識や経験を活かし、積極的に社会参加ができるようにシルバー人材センターへの支援を実施する。(高齢者福祉課)	受注件数や会員確保のための事業に補助を行うとともに、会員募集や活動内容の広報活動について広報、ホームページに掲載及びポスター掲示を行い、支援した。(高齢者福祉課)	受注件数や会員確保のための事業を自主的に実施できる様に支援するとともに、会員募集や活動内容の広報活動についても支援していく。(高齢者福祉課)	B	これまでの周知方法に加えて、チラシを新しく作成しおした。(高齢者福祉課)	会員数が一定を維持しているが、今後も維持・増加できるように周知が必要。(高齢者福祉課)	適切な周知に努める。(高齢者福祉課)
		障がい福祉課	障がいの有無に関わらず地域で共生した社会を構築するため、市民の相互連携及びNPO法人の活動の活性化を図る。(障がい福祉課)	地域自立支援協議会の啓発交流部会において、障害福祉イベントを開催した。また、市内のNPO法人が運営する地域活動支援センターⅢ型の運営を支援するため、補助金を交付した。(障がい福祉課)	市民との相互連携による障害福祉イベントを開催することにより、障がい者への理解を深め、共生社会の構築の推進に寄与した。また、NPO法人が運営する地域活動支援センターⅢ型に補助金を交付することにより、その活動を支援した。(障がい福祉課)	B	市民との相互連携による障害福祉イベントを開催することにより、共生社会の構築に向けての取り組みができた。また、NPO法人が運営する地域活動支援センターⅢ型に補助金を交付することにより、その活動を支援することができた。(障がい福祉課)	継続して障害福祉イベントを開催するとともに、NPO法人が運営する地域活動支援センターⅢ型への補助金を交付するための予算を確保する必要がある。(障がい福祉課)	共生社会の実現を目指し、市民の相互連携による障害福祉イベントを、引き続き、開催していく。また、NPO法人が運営する地域活動支援センターⅢ型へ補助金を、引き続き、交付していく。(障がい福祉課)
10	サロンの場での生きがいづくり	社会福祉課	社会福祉協議会において、サロンの場を高齢者の生きがいづくり活動のひとつとする。	コロナウイルス感染症拡大防止に留意してサロンの運営に努めた。	スタッフのアイデアを出し合いサロンを運営してことにより、利用者は生きがいの高揚が図れた。	B	感染対策を施しながらできる限りの活動が展開出来た。	コロナ禍のため、感染症を背景として参加者が減少している。	万全な感染症対策及びサロンでの生きがい活動のメニューを提供するなど、支援を行う。
(7)地域における子育ての支援 (地域福祉計画63～64ページ)									
1	保育士の処遇改善、保育所等の拡充、整備の推進	こども保育課	保育士の定着及び質の向上を行うとともに、保育の受け入れ態勢を整え、地域の子育て支援のための環境を整備する。	民間保育園保育士の処遇改善のため、補助金を令和4年11月25日に支払いした。今年度から保育士処遇改善のための補助額を月2万円から月3万円へ増額した。令和4年4月より保育所1施設小規模保育事業所3施設が新規開設した。また、令和4年度より新たに保育士修学資金貸付事業を実施した。	民間保育園職員給与改善費事業(保育士)にて119,940,000円(3,998ヶ月分)交付決定し、75%を令和4年11月25日に教育・保育施設へ支払いした。4施設の新規開設により、木更津市内保育施設定員数が127人増加した。保育士資格の取得を目指す学生に対して就学資金の貸付を行うことにより、子育て支援のための新たな環境整備を開始した。	A	予定通り事業を実施している。	既存の保育施設が年数経過により老朽化しているため、改築等検討していく必要がある。	引き続き、待機児童数等を注視しつつ、効果的に実施する。
2	家庭・地域と連携した学校教育の推進	学校教育課	家庭、地域社会、学校・行政によるトライアングル子育て運動を基本に、家庭・地域社会から信頼される魅力ある学校づくりをめざし、学校教育の充実を図る。	市内全小中学校で実施されている「学校評価木更津システム」の評価結果を活用し、地域に開かれた学校づくりに取り組んだ。	各学校の課題を、学校自身が認識することで、学校支援ボランティア、学校評議員等の助けを借りながら、課題の解消に努めることができた。	B	信頼される魅力ある学校づくりという視点から作成された「学校教育『新木更津プラン』」の実現において、さらなる学校教育の充実が求められている。	学校を取り巻く社会情勢の変化が大きくなるなか、学校支援ボランティアや学校評議員の関わりも変化しつつある。	地域に開かれた学校づくりを推進していきます。具体的にはコミュニティスクールの拡大を推進する。
3	妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援の充実	子育て支援課	母子保健、子育て支援、発達相談機能を有する子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたる相談に対応する。	面接、電話、メール等で妊娠、出産、子育て期にわたる相談を実施し、必要に応じて関係機関や関係部署と連携し、支援を実施した。	相談件数については、年々増加しているが、各ケース毎に丁寧に寄り添った対応を行うと共に、必要なサービスにつなげていった。	A	要支援ケース毎に、アセスメントし、必要に応じて他関係各機関、部署と共に熟考した上で支援を実施している。	相談件数が増加する中、対応職員が不足する可能性がある。	増加する相談に対して質を落とさず対応できるよう検討していきたい。
4	DV、児童虐待などの防止に関する啓発	子育て支援課	DVや児童虐待問題に対する関心、理解を得られるようDVや児童虐待防止のための周知活動を行う。	保育園や学校等との連携により、支援の必要な家庭の早期発見早期対応に努めた。また、11月の児童虐待防止月間に合わせ児童虐待防止に対する周知を行った。	児童虐待防止月間に、広報きさらづ、市のデジタルサイネージ利用による周知、学校等に対するポスター及びリーフレット配布、新規採用職員に対するオレンジリボン配布着用の呼びかけを行った。	A	啓発により、DVや児童虐待の早期発見、早期対応が出来たことから重篤状況に陥る前に対応することが出来た。	増加、複雑化する児童虐待に対し、一つの機関では対応が難しい。今後は関係機関と連携し、協働での対応が求められる。	DVや児童虐待防止の啓発とともに要保護児童対策地域協議会の関係機関の連携協働のための啓発を行い、増加する児童虐待に対し、関係機関と緊密に連携し早期発見するとともに協働での早期対応に努める。
5	地域子育て支援センターを中心に、子育て支援事業を充実	こども保育課	市内の地域子育て支援センターを拠点に地域の実情にあった各種子育て支援事業を実施。	市内の地域子育て支援センターでは子育て親子の交流の場の提供や交流の促進、子育て等に関する相談の援助及び子育て等に関する講習会の実施並びに地域の子育て関連情報の提供を行った。市内の地域子育て支援センターと庁内関係各課とで、年間3回の会議を開催し、子育て支援事業の内容や情報交換を実施。また、市内の地域子育て支援センターから相談があった際、必要に応じ、関係各部署、関係機関と連携をとって支援の対応を行った。(こども保育課)	地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することができた。また、子育て支援事業の内容や情報交換を実施し、スムーズな連携、支援につながっている。(こども保育課)	B	市内の地域子育て支援センターでは子育て講座などを実施し、子育て世帯の支援を行うことができています。しかし、直営の地域子育て支援拠点事業については当初令和4年4月から事業実施を見込んでいたものの、調整が遅れ10月からの事業実施となった。(こども保育課)	職員の新型コロナウイルス感染のため、限られた職員で事業を実施するのが難しくなっている。(こども保育課)	引き続き子育て支援事業を実施の上、会議に参加し、情報交換をし、関係部署、関係機関とスムーズな連携、支援を行っていく。(こども保育課)
		子育て支援課	市内の地域子育て支援センターと庁内関係各課とで、年間3回の会議を開催し、子育て支援事業の内容や情報交換を実施。(今年度3回目については令和5年2月実施予定)※令和5年度より会議主管課が保育課となる。(子育て支援課)	子育て支援事業の内容や情報交換を実施し、スムーズな連携、支援につながっている。(子育て支援課)	B	今年度の3回目の会議開催が未実施であるため。(令和5年2月実施予定)(子育て支援課)	組織改正等があった場合も引き続き関係部署が連携がはかれるよう、必要なメンバーが会議参加できるよう整えていく必要がある。(子育て支援課)	引き続き会議に参加し、情報交換をし、関係部署、関係機関とスムーズな連携、支援を行っていく。(子育て支援課)	
6	公民館での子育て世代の学びと交流の場づくり	中央公民館	子ども・子育てに関する学習機会を提供するとともに、気軽集える場を提供し、子育てを支援する。	各公民館で、それぞれの発達段階に合わせた主催事業。28事業242回	各公民館で、地域のニーズにあわせ、乳幼児、小中学生、思春期など発達段階に応じた学級や講座を実施した。参加者数 486名	A	それぞれ地域の人口構成などにあわせ、学級・講座の実施することができた。	対象地域の人口構成によっては、単独館での実施は難しいところも出てきている。	引き続き、学校など地域の教育機関とも連携しながら、複数館による合同実施についても考えていきたい。

	事業名	所管課	内容	今年度活動内容	今年度活動による成果	自己評価	評価理由	今後の課題	今後の取り組み方針
7	サロン等において、高齢者と子どもたちと二世交代の促進	社会福祉課	社会福祉協議会において児童から高齢者まで、地域住民がともに暮らしていくための世代間交流を推進する。	子ども食堂の運営スタッフとして高齢者が参画するなど、世代間の交流が図れている。	子ども食堂が現在市内に11件設置され、スタッフとして高齢者が生きがいも持って参加している。これにより世代間の交流が図れた。	B	子ども食堂が3件新設し、現在11件設置され、スタッフとして高齢者が生きがいも持って参加しているため世代間の交流が広がっている。	コロナ禍における感染症対策。	万全な感染症対策を取り、世代間交流行事等を企画。
8	福祉施設での子どもたちと施設利用者の交流の促進	社会福祉課	社会福祉協議会において木更津市民総合福祉会館にて各種イベントを行うことにより、世代を越えた交流を行う。	コロナウイルス感染症拡大防止の観点から福祉まつりの規模を縮小した。	コロナ禍で規模を縮小しての開催であったが、参加者からは好評の声が届いた。	A	福祉まつりの規模を縮小したが好評であったため。	コロナ禍における感染症対策及びイベント規模の検討。	万全な感染症対策を取り、福祉まつり及び世代間交流行事等を企画。
9	母子保健計画・子ども子育て支援事業計画の推進	健康推進課	母子保健計画においては、第3次健康ささらづ21の計画最終評価年度(令和5年度)まで継続実施する。第2期子ども・子育て支援事業計画に基づき各種事業を実施する(令和2年度から令和6年度)。	母子保健計画に基づき、健康課題に対し関係課と連携し実施。(健康推進課)	計画推進に向け、子どもの健康づくり推進部会を開催し、子どもの健康に関する課題の共有、庁内各課で取組める方法について健康し各課で実施している。(健康推進課)	B	関係課と連携し、取り組んでいる。(健康推進課)	健康目標に達していない項目については、取組み状況を見直し、実施体制等を再検討し実施する必要がある。(健康推進課)	引き続き、目標数値の達成に向け、関係課・機関等と連携体制構築し総合的・効果的に実施する。(健康推進課)
		子育て支援課		子ども子育て会議を開催(年2回)をし、各種事業の進捗管理を行うと共に、また、今年度第2期計画の中間年であることから、見直し及び変更を行った。	第2期木更津市子ども・子育て支援事業計画の中間見直し、変更をし、より現状に近いものとした。	A	子ども・子育て会議においては、本市の子育て支援に反映していきたい活発な意見交換がなされているため。	子ども・子育て会議で出た意見等を次期計画に反映できるよう検討していく必要がある。	令和5年度の、ニーズ調査の実施に向け準備が必要。
10	こども食堂の推進	自立支援課	関係機関と連携し、住民主体の子ども食堂の活動を支援する。	給食センターで欠食により余剰となった食材を、自立支援課と社会福祉協議会を通して提供し、支援を行った。	活動の一助となった。	B	地域の有志により独立して運営されており、可能な範囲での支援を行うことができた。	現在、11か所で運営されているが、今後、新たに立ち上げるとの話があれば、情報提供等に努める必要がある。	地域活動としての取り組みであることから、立ち上げ等において情報提供等の支援を行う。
11	ひとり親家庭等に対する支援の実施	子育て支援課	ひとり親家庭等の状況に応じて、経済的支援や制度に関する情報提供をするとともに、生活や福祉についての相談に応じる。	ひとり親に対し、ひとり親家庭サポートパンフレットを改定して配布した。専門の相談員が生活や福祉についての相談に応じた。	相談対応件数 574件	A	時間や回数に制限を設けることなく相談者に対応し、相談者が納得するまで相談に応じた。	増加する相談者に対応するための体制整備	市民への周知の徹底としてSNSを利用した周知をする。
(8)避難行動要支援者への支援体制づくり (地域福祉計画65～66ページ)									
1	避難行動要支援者名簿の作成	障がい福祉課	危機管理課からの依頼を受け、身体障害者手帳1、2級の在宅の方、療育手帳A判定以上の在宅の方、精神障害者福祉手帳1級の在宅の方、市内施設に入所している方の名簿を作成する。(障がい福祉課)	危機管理課からの依頼を受け、避難行動要支援者名簿の対象者を抽出し提出した。(障がい福祉課)	避難行動要支援者の把握が可能になった。(障がい福祉課)	A	最新の避難行動要支援者名簿が作成され、災害対応に貢献している。(障がい福祉課)	避難行動要支援者について、常に見直しが必要である。(障がい福祉課)	危機管理課からの依頼に応じられるよう、避難行動要支援者名簿の対象者の適切な把握を行う。(障がい福祉課)
		介護保険課	主に要介護高齢者、障がい者等、災害時の避難行動に支援を要する人の名簿を作成する。(介護保険課)	危機管理課の依頼に基づき要介護3以上で在宅の者および要介護度に関わらず施設入所している者の名簿を年2回作成した。(介護保険課)	年2回の作成により、最新の避難行動要支援者を介護保険課においても把握した。(介護保険課)	A	年2回名簿の作成を行った。(介護保険課)	特になし。(介護保険課)	今まで通り年2回名簿を作成する。(介護保険課)
2	自主防災組織や自治会・町内会などへの名簿提供	危機管理課	このうち、避難行動要支援者本人からの個人情報提供の同意を得られた方の名簿情報は、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員などの地域で活動する関係者(避難支援等関係者)に提供する。	避難行動要支援者本人からの個人情報提供の同意を得られた方の名簿情報は、提供依頼を受けたまちづくり協議会、自治会等へ名簿を提供する。	自主防災組織や自治会・町内会等への避難行動要支援者の情報提供については、7組織への名簿の交付を行った。	A	昨年度より多くの組織へ名簿の交付を行い、名簿を活用した避難訓練を行うなど、地域での活動に役立ったため。	名簿情報内の死亡者・転出者・新規登録者などの更新方法、配布方法等を効率化し常に新たな名簿を提供することが必要。	さらに多くの組織(全てのまちづくり協議会)等への名簿を提供し避難支援者による平時からの共助の醸成を図っていきたい。
3	地域包括支援センター等専門機関と連携した災害時避難体制の検討	高齢者福祉課	地域包括支援センター等専門機関と連携した災害時避難体制を検討する。	危機管理課から保存水の保管について各包括事務所にて引き続き保管し、災害時の体制に備えた。要支援を必要とする高齢者世帯で本人から同意のあった方の名簿を危機管理課から各包括に配布された。今年度までは半年に1回のサイクル(5月、2月)、次年度は1年更新予定。(高齢者福祉課)	引き続き、災害時用保存水を各包括にて保管し災害時体制の整備を図った。要支援者名簿については、災害時の安否確認の対象者とし、各包括にて保管し災害時体制の整備を図った。(高齢者福祉課)	B	地域包括支援センター管理者会議において高齢者等要支援名簿を危機管理課から各包括に配布され引き続き要支援者の情報共有ができた。(高齢者福祉課)	地域包括支援センター等専門機関としての役割等を踏まえ、災害時避難体制の検討。(高齢者福祉課)	危機管理課が関係課や包括を含む関係機関と調整する災害時避難体制の取組みに地域包括支援センターが連携して高齢者等が円滑に非難が行えるよう検討を進める。(高齢者福祉課)
		危機管理課		地域包括支援センター等の各専門機関の持つ地域内での役割等を踏まえ災害時の避難体制の検討・構築を行う。(危機管理課)	災害時における避難体制等について、地域包括支援センター担当者との避難行動要支援者名簿の情報交換を行った。(危機管理課)	A	地域包括支援センターと担当者との避難行動要支援者名簿の内容更新を行い、災害時の避難体制の構築が行えたため。(危機管理課)	名簿情報内の死亡者・転出者・新規登録者などの更新方法、配布方法等を効率化し常に新たな名簿を提供することが必要。(危機管理課)	避難所運営マニュアルを作成及び更新していく中で、地域包括支援センター等の専門機関と連携し、災害時に高齢者等が円滑に避難所への避難が行えるよう、取り組んでいく。(危機管理課)

	事業名	所管課	内容	今年度活動内容	今年度活動による成果	自己評価	評価理由	今後の課題	今後の取り組み方針
4	高齢者・障害者・乳幼児などの要配慮者に配慮した避難所運営及び福祉避難所の体制整備	障がい福祉課	地震、津波、風水等に対応する災害マニュアルを作成し、情報収集、障害者支援施設等との連絡調整の手段をはじめ、障がい福祉班の体制整備を確認する。(障がい福祉課) 一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、特別な配慮がなされた福祉避難所の運営及び職員配置等の体制整備。(介護保険課)	障がい福祉班の体制を見直した。(障がい福祉課)	障がい福祉班の体制を見直したことにより、災害対応力の向上が図られた。(障がい福祉課)	B	障がい福祉班の体制を見直したことにより、災害対応力の向上が図られた。(障がい福祉課)	大規模災害の発生による障がい者支援を適時適切に行うため、さらに福祉避難所の確保が必要である。(障がい福祉課)	引き続き、障がい福祉班の体制を適宜見直すとともに、危機管理課と連携し、福祉避難所の確保に取り組んでいく。(障がい福祉課)
		介護保険課	大規模災害時における保健活動マニュアルに基づき、避難所の健康管理にいたる外部との調整役としての動きをとる。(健康推進課) 避難所ごとに作成する運営マニュアルにおいては、被災者のプライバシー及び安全の確保に努めるとともに、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理、また、要配慮者への対応等、避難所を利用される方々の状況等に配慮したマニュアルとなる様促す。また、現在9つの福祉事業者と福祉避難所開設に関する災害協定を結んでおり、福祉避難所の体制整備に努める。(障がい福祉課、介護保険課、子育て支援課、健康推進課、危機管理課)	福祉避難所が開設された場合に備え、木更津市地域防災計画に基づき、適切に対応できるようにしている。(介護保険課)	災害がなく、福祉避難所を立ち上げることはなかったが、災害に備えて木更津市地域防災計画および福祉避難所の体制等の再確認を行った。(介護保険課)	A	災害に備え、木更津市地域防災計画および福祉避難所の体制等の再確認を行った。(介護保険課)	実際の災害に備え、平常時から適切に対応できるように定期的にマニュアルおよび体制の確認を行う必要がある。(介護保険課)	福祉避難所が開設された場合に備え、木更津市地域防災計画に基づき、適切に対応できるように努める。また、今後作成される避難所ごとの運営マニュアルに沿った対応ができるよう努める。(介護保険課)
		子育て支援課	避難所ごとに作成する運営マニュアルにおいては、被災者のプライバシー及び安全の確保に努めるとともに、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理、また、要配慮者への対応等、避難所を利用される方々の状況等に配慮したマニュアルとなる様促す。また、現在9つの福祉事業者と福祉避難所開設に関する災害協定を結んでおり、福祉避難所の体制整備に努める。(障がい福祉課、介護保険課、子育て支援課、健康推進課、危機管理課)	災害時の妊産婦等の応急救護や支援の体制づくりをはかるため千葉県助産師会との協定を結ぶ。(子育て支援課)	千葉県助産師会との話し合いを行い協定を締結する。(令和5年度中)(子育て支援課)	B	現在千葉県助産師会との締結に向けて、話し合いを行っている最中であるため。(子育て支援課)	避難所における母子支援について再度熟考していく必要がある。また、組織改正や人事異動等で職員間の共有が図れない可能性がある。(子育て支援課)	組織改正や人事異動等があった場合、災害時にどの職員も対応できるように、初動体制を共有していく。(子育て支援課)
		健康推進課	出産間近、出産直後の妊産婦や新生児等、一般の避難所で生活することが困難な母子への配慮がなされた母子福祉避難所運営の体制を整備する。(子育て支援課)	課内における災害対応訓練として、緊急時連絡訓練や広域災害救急医療情報システム操作訓練を実施した。大規模災害時における保健活動マニュアルについて、平成27年3月に策定以降見直しが行われていないため、改訂を今年度中に行なう予定である。(健康推進課)	課内における災害対応訓練については、毎年継続実施しているため、スムーズに実施できている。(健康推進課)	C	大規模災害時における保健活動マニュアルの改訂に取り組んだものの、令和5年1月時点で完了していないため。(健康推進課)	今年度中に大規模災害時における保健活動マニュアルの改訂を行なう。(健康推進課)	改訂後の大規模災害時における保健活動マニュアルに基づき対応する。また、課内における災害対応訓練を継続実施する。(健康推進課)
		危機管理課	避難所運営マニュアルを作成する中で、要配慮者に配慮した避難所運営が行えるよう避難所マニュアル作成委員会等へ助言等を行う。(危機管理課)	避難所運営マニュアルを作成する中で、要配慮者に配慮した避難所運営が行えるよう避難所マニュアル作成委員会等へ助言を行った。(危機管理課)	避難所運営マニュアルを作成する中で、要配慮者に配慮した避難所運営が行えるよう避難所マニュアル作成委員会等へ助言を行った。(危機管理課)	A	避難所マニュアル作成委員会等へ助言を行い、作成を促すことができた。(危機管理課)	地域の防災力の向上を図るため、自治会、町内会、自主防災組織等を対象に、地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画の作成を促進し各地区の共助による計画的な防災活動の推進を図る必要がある。(危機管理課)	今後も引き続き、避難所運営マニュアルを作成する中で、要配慮者に配慮した避難所運営が行えるよう避難所マニュアル作成委員会等へ助言等を行う。また、福祉避難所においては、より多くの福祉事業者からの支援がいただけるよう、災害協定を締結する等、福祉避難所開設が可能な施設の確保に努めていく。(危機管理課)
5	市社会福祉協議会が災害時に設置する災害ボランティアセンターとの連携	社会福祉課	市社会福祉協議会が災害時に設置する災害ボランティアセンターとの連携して、被災者への支援を行う。	災害時に被災者へ効率的に支援が出来るように災害協定を結ぶために、社会福祉協議会と危機管理課で協議を行った。ただし未協定。市と社協(災害ボランティアセンター)、その他NPO等の中間的支援組織の三者連携に向けて災害時連携・協働セミナーを開催した。参加者:災害対策コーディネーター含む一般参加者80名、スタッフ19名。合計99名	市民の防災に対する意識の高揚と三者の連携が深まった。	B	市民の防災に対する意識の高揚と三者の連携が図れた。社会福祉協議会と危機管理課の災害協定に対する協議をした。(未協定)	災害協定の締結。	災害協定の締結。

	事業名	所管課	内容	今年度活動内容	今年度活動による成果	自己評価	評価理由	今後の課題	今後の取り組み方針
基本目標2 風通しのよいまちを創ろう									
(1)地域コミュニティの活性化と活動拠点の充実 (活動計画67～68ページ)									
1	住民による地域組織への支援	市民活動支援課	多様化・複雑化する地域の課題を地域のことを、もっともよく知る住民が、自治会・町内会や各種関係団体等で構成する「地区まちづくり協議会」を設立し、地域における課題等に対して地域の特性や実情に応じて主体的に取り組み、行政がその取り組みを支援している。	現在設立している全13地区の協議会が防犯や防災事業、地域交流事業、福祉事業等、多様な事業を実施し、事業に対し、人的支援を行い、補助金の交付決定をした。未設立地区については、設立を促すアプローチを行った。	まちづくり協議会が実施している多くの事業に、地区担当職員(地域推進班)を派遣し、事業運営の事務援助を行った。	A	今年度から、新たに取り組む事業を実施する地区もあり、まちづくり協議会全体で、事業数が増え、地域が活性化しているものと考えられ、また、実施事業に対し、人的支援や財政的支援を行うことができたため。	地区の課題や実情がそれぞれ違うため、地区により、実施事業数に差が生じており、地区担当職員(地域推進班)の活動量に差がでてしまっている。	引き続き補助金等財政的支援や人的支援を実施していく。また、より充実した事業を実施できるよう、今後、協議会同士の交流会や講師を招いた講演会の開催を予定している。
2	公民館をはじめとする公共施設の有効活用	中央公民館	生活課題・地域課題に向き合った学びを通して人と人とのつながりをつくる。また、その成果を地域づくりに活かすしくみづくりに取り組み、市民とともに歩む公民館活動を推進する。	各公民館で、それぞれの地域の生活課題、地域課題をテーマとした主催事業 31事業110回実施。	各公民館で、地域における課題をとらえて事業を実施した。 参加者数 675名	A	地域住民の市民参画を図り、それぞれの地域で創意工夫した事業に取り組んだ。	公民館の利用者層拡大を図るため、常にテーマや学習課題についてはブラッシュアップしていきたい。	地域での生活課題など、的確にとらえ、事業化するとともに、新しい公民館利用者を増やす。
3	空き家・空き店舗等を活用した福祉活動拠点の確保	産業振興課 福祉部内各課	「空き店舗活用支援事業補助金」を活用した福祉活動拠点の確保に取り組み、地域コミュニティの活性化を図る。	市内不動産へ訪問し補助金の周知を行った。また、市民課前番号案内交付システムモニター及び駅前デジタルサイネージを活用し周知を行った。 令和4年12月時点問い合わせ件数 41件	令和4年12月時点で2件の補助金申請があったが、どちらも飲食店であった。福祉活動拠点に対する補助は0件であった。	C	令和4年12月時点で、福祉活動拠点に対する補助は0件であったため。	制度の周知により空き店舗登録の充実を図るとともに、福祉活動拠点をはじめとした、より多くの新規出店者による活用を目指す。	パンフレットの配布場所や周知方法を検討し、補助金の周知を徹底する。
4	サロンでの傾聴ボランティアと連携したコミュニティソーシャルワーカーによる支援	社会福祉課	木更津市社会福祉協議会内にコミュニティソーシャルワーカーを配置することにより、サロンでの傾聴ボランティアと連携した支援を行う。	コミュニティソーシャルワーカーのアウトリーチは出来ているが、コロナ禍のため傾聴ボランティア活動が思うように出来ていない。	活動を限定的であったが参加者からは満足の声が上がった。	C	規模を縮小して事業を実施出来た。	コロナ禍における傾聴ボランティアの実施。	コロナ禍における傾聴ボランティアの活動支援。
5	サービス提供事業者間での援助を求めている人の情報共有体制整備	社会福祉課	社会福祉協議会においてサービス提供事業者間での援助を求めている人の情報を共有する体制を整備する。	援助を求めている人への支援活動は、サービス提供事業者間でこれまで通り情報を共有した。一方社協の内部間では新システムの活用により、各係で情報の共有できる体制を整備した。	サービス提供事業者間の関係づくり連携に努めながら情報を共有し、支援を要する人に対して適時・適切に支援を提供できる体制を強化することで、支援を要する方の安心感へとつながった。	B	情報の共有がスムーズになった。	分野を超えた課題に対する関係機関との連携と情報の共有。	多機関協働事業を生かした情報の共有と連携を強化する。
6	認知症等高齢者見守り事業などの推進	高齢者福祉課	地域における高齢者の見守り体制を構築するため独居高齢者等の情報を民生委員に提供し見守りのための訪問を行う。	65歳以上の独居又は高齢者のみの世帯の情報を民生委員に提供。	地域社会全体で高齢者を見守る体制を構築できた。	B	前年度と同様に、問題なく情報を提供できた。	対象者が増加しているなか、本当に必要な情報提供が行われているか、検討の必要がある。	情報提供者の条件を検討し、適切な情報提供ができるよう努める。
7	民生委員・児童委員、主任児童委員との連携推進	社会福祉課	民生委員児童委員協議会の会議等へ市の職員が出席し、情報交換を行う。	毎月担当者が地区会長会議に出席し、また令和4年6月に、生活保護CWIによる定例会出席をするなど、積極的な情報交換に努めた。	市の実施する事業内容の理解促進ができた。	B	市職員と地区会長をはじめとした民生委員・児童委員との間で、十分に情報交換をすることができたため。	引き続き市職員と民生委員・児童委員との積極的な情報交換・連携に努める。	引き続き毎月の地区会長会議に市担当者が出席し、市の各種事業の説明を行っている。
8	対象者横断の相談・支援窓口の設置と住民への周知	自立支援課	複合的な問題を多く抱える生活困窮者に対し、関連機関と連携し、早期的な支援を継続的に行っている。	相談者が抱える複合的な課題に対して、関係する庁内各課や福祉協議会等と連携して解決にあたることで、相談・支援体制を整えた。	今年度の延べ相談数は12月末時点で2,845件であり、関係団体等と協力し、継続して課題解決に取り組んでいる。	A	取り組む課題ごとに、連携する関係団体等が異なり、相互に協力して課題に取り組む中で、体制の構築と連携の強化が進む。	今後も相談数の増加が見込まれることから、福祉の総合窓口としての自立支援課の相談体制の強化が必要。	様々な課題に取り組む中で、関係団体等との連携・支援体制を強化していく。

	事業名	所管課	内容	今年度活動内容	今年度活動による成果	自己評価	評価理由	今後の課題	今後の取り組み方針
(2)地域の助け合い活動の推進 (地域福祉計画69～70ページ)									
1	転入者に対する自治会・町内会などについての情報提供	市民活動支援課	当課に問い合わせがあった場合に個別に回答するほか、市民課、住宅課窓口及び公民館にて自治会加入案内チラシを配付する。	千葉県宅地建物取引業協会南総支部、木更津市区長会連合会とで自治会への加入促進に関する協定を今年度も継続し、市民課窓口や不動産販売時等に自治会加入案内チラシを配付した。また、自治会加入希望者への個別対応のほか木更津市区長会連合会50周年記念事業で作成したパネル展を朝日庁舎に展示し、自治会活動を市民に周知した。	自治会加入率 令和3年度60.0% 令和4年度59.4%(見込み)	B	自治会への加入を促進するため、自治会加入案内チラシを配付し、自治会加入への働きかけを行ったが、コロナ禍で自治会活も縮小しており、自治会の魅力が伝えきれず、自治会加入へつなげられなかった。	自治会加入率の低下により、地域のつながりの希薄化が高まることが懸念される。	自治会加入案内チラシを活用した未加入者の勧誘を各自治会へ促すとともに、今後、記載内容について、木更津市区長会連合会と検討していく。
2	市社会福祉協議会を通じての地区社会福祉協議会活動の助け合い活動の推進	社会福祉課	社会福祉協議会を通じての地区社会福祉協議会の活動支援を行う。	CSW養成研修及び担い手養成講座を開催し、自分たちの住む地域の課題やニーズを抽出することにより自分たちでできることは何かを学んだ。また、②③においては、今後の助け合い活動の参加についてのアンケートも実施した。 ①市内全域対象 1回 ②岩根東地区 1回 ③波岡東・請西・真舟地区合同 1回	岩根東地区においては、困りごと救済活動の3月中旬実施開始に向け、準備を進めている。	C	コロナ禍により、地域の活動が停滞している地域もある。	地区社協の活動拠点。地区社協活動への支援体制の強化。	地域の実情に応じた助け合い活動の推進を引き続き支援する。
3	障害者差別解消法の普及啓発	障がい福祉課	障がいを理由とする差別を禁止するため、障がいについての知識や理解不足、偏見の解消に向けた啓発活動を行う。	ホームページに障害者差別解消法について掲載し周知を図った。また、地域自立支援協議会の権利擁護部会において、人権に係る研修会や事例研究により知識を深めるとともに、障害福祉イベントの開催により、障害者差別の解消に向けた啓発活動を行った。	ホームページによる周知や、研修会、事例研究及び障害福祉イベントの開催により、障害者差別解消の推進に寄与することができた。	B	ホームページによる周知や、研修会、事例研究及び障害福祉イベントの開催により、障害者差別解消の推進に寄与している。	継続した障害者差別解消法の周知が必要である。	引き続き、ホームページによる周知や、研修会、事例研究及び障害福祉イベントの開催により、障害者差別解消の周知に取り組んでいく。
4	児童・生徒・住民への福祉学習の推進	学校教育課	市立小中学校における福祉教育を通じ、今後の地域福祉推進に向けた意識の向上を図る。	社会福祉協議会と連携し、学校における福祉教育の機会の拡大および意識の啓発に努めた。	車椅子やアイマスク体験等の学習機会を設けることで、子どもたちの体験活動を創出することができた。	B	体験活動の制限等が完全に解除されていない状況のなかでの活動について、さらなる工夫やアイデアが求められている。	子どもたちが生きていく未来を考えたとき、さらなる意識の啓発や向上が求められる。学校改革が進むなかでの、より多くの機会の創出が課題。	社会福祉協議会の支援を受けながら、引き続き学校における福祉教育を通じ、意識の向上を図ります。具体的には体験時間の拡大を推進する。

	事業名	所管課	内容	今年度活動内容	今年度活動による成果	自己評価	評価理由	今後の課題	今後の取り組み方針
基本目標3 「これから」を支える人を育てよう									
(1)地域福祉の担い手づくり (地域福祉計画71ページ)									
1	ボランティア活動に関する情報提供や環境の整備、ボランティアセンターコーディネート人材の育成、ボランティア活動の支援	市民活動支援課	市民活動支援センター「きさらづみらいラボ」を活用して、市民活動に必要な施設の提供や市民活動に関する情報収集・発信・団体間の交流、ネットワーク化、NPO法人設立に向けた支援を行う。	市民活動支援センター「きさらづみらいラボ」にて、市民活動に関する情報収集及び発信、市民活動支援に関する講座の開催並びに市民活動参加の契機にするための取り組み等を行った。	市民活動支援センター登録団体に、新たに11件の登録があった。	A	例年以上の登録があったことから、市民活動の普及が図れたものと考えられる。	講座への参加者が少ないため、ニーズに沿った企画や周知方法の見直しが必要となっている。	引き続き、登録団体を対象としたアンケートを実施し、ニーズの把握に努める。
2	児童・生徒・市民への福祉学習の推進(再掲)	学校教育課	市立小中学校における福祉教育を通じ、今後の地域福祉推進に向けた意識の向上を図る。	社会福祉協議会と連携し、学校における福祉教育の機会の拡大および意識の啓発に努めた。	車椅子やアイマスク体験等の学習機会を設けることで、子どもたちの体験活動を創出することができた。	B	体験活動の制限等が完全に解除されていない状況の中での活動について、さらなる工夫やアイデアが求められている。	子どもたちが生きていく未来を考えたとき、さらなる意識の啓発や向上が求められる。学校改革が進むなかでの、より多くの機会の創出が課題。	社会福祉協議会の支援を受けながら、引き続き学校における福祉教育を通じ、意識の向上を図ります。具体的には体験時間の拡大を推進する。
(2)中高年パワーの活用 (地域福祉計画72ページ)									
1	高齢者の生きがい対策や就労支援のため、シルバー人材センターの活用	高齢者福祉課	高齢者が長年培ってきた知識や経験を活かし、積極的に社会参加ができるようにシルバー人材センターへの支援を実施する。	受注件数や会員確保のための事業に補助を行うとともに、会員募集や活動内容の広報活動について広報、ホームページに掲載及びポスター掲示を行い、支援した。	活力あるシニア世代に活躍の場の提供を支援できた。	C	前年度と同様に、活動を維持。	会員数が一定を維持しているが、今後も維持・増加できるよう周知が必要。	適切な周知に努めるとともに、随時、シルバー人材センター事務局との意見交換に努める。
2	現役を退いた「団塊の世代」が地域活動に参加できるような環境づくり	社会福祉課	社会福祉協議会において「団塊の世代」が自分のやりたい活動を見つけ、地域活動に参加できるような地域活動についての情報の提供を行う。	団塊の世代が自分のやりたい活動を見つけ、地域活動に参加できるような地域活動についての情報の提供を行った。	ファミリーサポートセンターでは団塊の世代が提供会員となり生きがいを感じて活動をしているとの報告があった。	B	報告を受けて生きがいづくりに繋がっていると感じた。	情報の提供が行き届いていない。	引き続き、「団塊の世代」が地域活動に参加できるような地域活動についての情報の提供を行う。
(3)社会福祉法人と連携した小地域活動の推進 (地域福祉計画73ページ)									
1	社会福祉法人と地区社会福祉協議会活動との連携推進	社会福祉課	市内の社会福祉法人に声をかけて合同会議を開催し、法人の意向を調査したうえで、地区社協会議にて法人から協力をもらいたい事項を検討し、連携を推進する。	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議の実施はできていない。	該当なし。	E	活動内容となっている合同会議が未実施のため。	合同会議を開催し、社会福祉法人と地区社協との連携を推進する。	社会福祉法人の合同会議を開催し、法人からの提案を受け、地区社協会議にて連携ができるか模索していく。
2	社会福祉法人の社会福祉充実計画承認(広域市町村圏)	社会福祉課	社会福祉法第55条の2の規定により、社会福祉法人に対し、社会福祉充実計画の承認申請を行うよう促す。	木更津市承認件数1件(恒久福祉会)	社会福祉充実計画の承認申請を行ってもらうよう促した。	A	承認申請を得られたため。	引き続き計画の承認申請を行うよう促進していく。	引き続き計画の承認申請を行うよう促進していく。
3	社会福祉法人と市社会福祉協議会との定期協議	社会福祉課	市内の社会福祉法人に声をかけて合同会議を開催し、法人の意向を調査したうえで、定期協議を実施する。	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議の実施はできていない。	該当なし。	E	活動内容となっている合同会議が未実施のため。	合同会議を開催し法人の意向を調査する。	社会福祉法人の合同会議を開催し、法人からの提案を受け、定期協議の開催を図っていく。